

みんなでつくるまち条例の検証結果の総括について

みんなでつくるまち条例（以下、「条例」という）の第 21 条「条例の検証」に則り「この条例に沿ってまちづくりが行われているか」について、令和 3 年度に「みんなでつくるまち条例検証会議」を立ち上げ、条例に沿った現在の取組状況及び条例に関する意識調査の結果を検証会議に諮り、検証を進めてきました。

条例の検証結果の総括については、下記のとおりです。

記

○ 「まち詩」を活用した条例の啓発について

条例を市、市民、議会に浸透させるため、条例の存在自体の周知を行うことも必要であるが、条例に込められた思いや目指すべきまちの姿を共有していくことが重要であり、条例制定時につくられた「まち詩」を活用した啓発が求められる。子どもたちが「まち詩」を聴くなかで、将来大人になった際、まち詩の歌詞の意味が理解され、まちづくりの担い手になることが期待される。

そのため、市としては今後も地域共生ステーションや学校等を中心とした公共施設で「まち詩」を流し、条例を定着させていくとともに、市民においても「まち詩」を活用する等、市民活動のなかで条例を定着させるような取組が期待される。

○ 「市民参加」の推進

市と市民が協働して市民主体のまちづくりを進めているなかで、幅広い世代のまちづくりの参加、まちづくりの担い手の発掘が課題の一つである。また、30 年、40 年後の少子化、高齢化に対応していくためには、若い世代の地域活動への参加が求められる。

市民意識調査の結果では、40 歳代の市民の地域活動の参加の割合が大きい傾向にあるが、50 歳代の地域活動の参加割合が低い傾向にある。子どもを通じて、地域の活動に関わったキッカケから、継続して地域の活動に参加し、将来まちづくりの担い手として活躍していくことが期待される。

しかし、社会情勢の変化のなかで共働き世帯が増えていることもあり、子育て世代は時間的な余裕が無く、定例会の出席、役職の事務等の負担を懸念し、まちづくりに参加することを躊躇する方もいる。

そのため、今後は、まちづくりの活動に対して、気軽に参加できることや楽しさを感じられる風土をつくるとともに、幅広い世代の市民が参加しやすい仕組みや方法を市や地域が模索していく必要がある。

○「情報共有」の推進

地域の課題から市政に関する情報、イベント等の情報も含め、あらゆる情報の共有が求められるなか、SNSを活用した情報発信等、市民に届きやすい方法を取り入れていく必要がある。

市においては、市民の意見を聴き、市政に反映していくとともに、市民に大きく関わる方針の説明の際は、経緯や市民への影響等を丁寧に市民に説明していく姿勢が求められる。

地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織においては、お互いの取組を理解し、尊重し合うことで活動しやすい環境づくりにつながる。そのため、今後も団体同士の交流の促進が求められる。

○「協働」の推進

地域活動団体やまちづくり組織では地域とのつながりを持っていること、市民活動団体の中には豊富なアイディアやノウハウを持っている団体がいる。それぞれの団体が協働することで相乗効果を生み、活動団体がそれぞれ抱えている課題の解決や実現したいと思っていてもなかなか実行に移すことができなかつたことの解消につながる。また、自治会、地域の学校、地域の商店等、地域の各組織が連携し、地域の課題解決に取り組むことが求められる。

市としては、地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織について必要な支援を継続的に実施するとともに定期的な会合等のコミュニケーションを通じて、必要な支援を検討、実施していく必要がある。

○子どもが主体的に考えられるまちづくり

南中学校では、生徒が「まち詩」の歌詞をキッカケに「南中学校の自治の花を咲かせるために私たちにできることはなんだろう」との全校討議が実施された。この取組は生徒が自発的かつ主体的に実施したまさに「主体的なまちづくり」に沿った取組であった。

条例第10条には「未来のまちづくりの担い手として、子どもがまちづくりに参加することができる環境づくりに努めます。」とあり、将来の課題に備え、子どもたちがまちに愛着を持ち、将来まちづくりの担い手として活躍していくことが期待される。

今後は、子どもたちがまちづくりに関わる機会を増やす取組も引き続き継続するとともに、子どもたちの考える力を育むことを目的に、子どもが主体となって考え、行動することをサポートする姿勢が求められる。